



YKKグループ コンプライアンスブック

YKK GROUP COMPLIANCE BOOK

CONTENTS

- 03 YKKグループコンプライアンスブックについて
- 04 YKKグループ行動指針(YKK Group Code of Conduct)
- 07 YGCC要求事項
- 07 YKKグループ行動指針とYGCCの位置づけ
- 08 YKKグループ行動指針／各細則の説明
- 09 【原則:1】コンプライアンス
- 10 【原則:2】公正な事業慣行
- 14 【原則:3】人権の尊重
- 16 【原則:4】環境との調和
- 17 【原則:5】安全衛生
- 18 【原則:6】商品の品質および安全性
- 18 【原則:7】コミュニティへの貢献

YKKグループコンプライアンスブックについて

■コンプライアンスとは

YKKグループにおけるコンプライアンスとは、「法令や社内ルールを遵守することはもとより、企業活動を行ううえで求められる社会規範を遵守すること」をいいます。企業はコンプライアンスに取り組むことで、適切にリスクを管理し、健全な企業経営を実現することができます。コンプライアンス経営によって社会の信頼を得ることで、さらに企業価値を高めることが可能となります。

■本書の適用範囲

- 日本国内のYKKグループ会社のすべての役員・従業員（海外出向員を含む）
- YKK韓国社、台湾社 役員・従業員

■本書について

本書は、YKKグループ行動指針(YKK Group Code of Conduct 2021年6月改定)とYKKグローバルコンプライアンス基準(YGCC)をもとに構成されています。YKKグループのみなさんが業務においてコンプライアンスの観点から迷うことがあれば、本書を参考にしたり、上司や担当部門に相談したりすることで適切な行動をとるようにしてください。

※本書記載の法令、社内規則などは、発行時のものであり、法令改正等を反映していないことがあります。

※末尾の対照表は、日本の主要社内規則と主要法令を掲載しています。

●YKKグループ行動指針(YKK Group Code of Conduct)

YKKグループは、YKK精神「善の巡環」と、経営理念「更なるCORPORATE VALUEを求めて」を全ての事業の根幹とし、経営理念において一貫して「公正」であることをあらゆる経営活動の基盤としてきました。

このYKK精神・経営理念を従業員一人ひとりが実践するための指針として、2008年度にYKKグループ行動指針(YKK Group Code of Business Conduct)を策定しています。その後社会情勢が大きく変化し、サステナビリティの重要性が高まっていることをうけて、内容の見直しに取り組み、2021年6月に改定を行いました。

「YKKグループ行動指針」は7原則と29の細則からなります。これらの原則・細則は、国連グローバルコンパクトが掲げる10原則や国際労働機関(ILO)が掲げる基本8条約を参照・準拠しており、SDGsにもつながるものです。ダイバーシティ経営を推進する上での基本となる、多様性の尊重についても新たに盛り込みました。社員一人ひとりがこの「YKKグループ行動指針」を実践することが、コアバリューに掲げる「一点の曇りなき信用」につながります。

●YKKグローバルコンプライアンス基準(YGCC: YKK Global Criteria of Compliance)

YKKグループが、透明性ある事業活動のためにコンプライアンスを確実に、かつ効果的に展開・実行することを目的に策定されたコンプライアンス基準です。YKKグループ各社は、人権、労働慣行、環境、安全衛生、公正な事業慣行においてYGCCに定められた基準を遵守しているか、セルフチェック・外部監査を実施し、コンプライアンスの継続的な改善に努めています。

持続可能な事業体制を目指してより高度な経営基盤づくりに取り組むべく、継続的に改定しています。

YKK GROUP COMPLIANCE BOOK

YKKグループ行動指針 YKK GROUP CODE OF CONDUCT

世界各国／地域のYKKグループ社員が共通した認識をもって遵守すべき行動規範として「YKKグループ行動指針(YKK Group Code of Conduct)」を策定しています。

コンプライアンス

私たちは、常に法令および社内規則の遵守と、社会的要請への対応を念頭に置き、職務を遂行します。

コンプライアンス

私たちは、職務を遂行する全ての場面において、事業活動を行う国／地域に関係する法令および社内規則を遵守し、社会的要請に対応します。

遵守すべき内容の理解

私たちは、常に最新の法令、社内規則および社会的要請について理解した上で職務を遂行すべく、研修等を通じた研鑽に努めます。

公正かつ誠実な行動

私たちは、公正であることを事業活動の基盤とし、常に誠実を貫き、問題や懸念が発生した場合はすみやかに報告し、是正・予防措置を講じます。また、法令および社内規則に基づき、報告者に対する不利益な取り扱いが無いよう徹底します。

公正な事業慣行

私たちは、社会と公正かつ健全な関係を保ち、ともに繁栄していくために、信頼に基づいた関係を築きます。

お取引先との信頼関係

私たちは、サプライチェーン全体で社会的責任を果たすため、お取引先にも社会的責任の履行を求めるほか、購買条件の観点からサプライヤーを選定し、信頼に基づいた公正な取引関係を築きます。

競争法の遵守

私たちは、常に競争法を遵守し、公正、透明かつ自由な競争、取引を行います。

贈収賄と腐敗の防止

私たちは、公務員、民間、または直接か第三者を通じた取引かを問わず、贈収賄への関与を行わないことはもとより、腐敗行為は一切行いません。

反社会勢力との関係遮断

私たちは、社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、一切関係を持ちません。便益の供与を請求された場合でも毅然とした態度で拒絶します。

知的財産権の適正活用

私たちは、自社の知的財産権を適切に維持・活用し、他社の知的財産権侵害を防止するために必要な管理と改善を継続的に行います。

資産および情報の管理と利用

私たちは、法令および社内規則に従い、会社資産、秘密情報および個人情報の保護・管理に努め、第三者の資産、情報も適切に取り扱います。また、情報管理のルール整備や適切な運用管理と改善を継続的に実施し、情報セキュリティの維持・向上を図ります。

情報の開示

私たちは、法令および社内規則に従い、ステークホルダーに対して公正、適時、正確かつ理解しやすい情報開示を行い、建設的な対話に努めるとともに、透明性を持って説明責任を果たします。

適正な会計および税務処理

私たちは、法令および社内規則に従い、適正な会計および税務処理を行います。

利益相反の禁止

私たちは、業務にあたり公私の区別を明確にし、会社と利害が対立する行為は行いません。

人権の尊重

私たちは、グローバルに事業を展開する企業として、事業活動に関わる人々、地域・社会の人々の人権・人格・個性を尊重します。

児童労働、強制労働の禁止

私たちは、各国の法令で定められている最低年齢を下回る児童は雇用しません。また、本人の意思に反するあらゆる形態の強制労働を許容しません。

差別、ハラスメント、虐待の禁止

私たちは、事業活動における差別やいじめ、身体的、性的、心理的等の虐待行為やハラスメント行為をはじめ、その他いかなる種類の脅迫行為、人権を侵害する行為を許容しません。

結社の自由と団体交渉の権利の尊重

私たちは、結社の自由および団体交渉を行う権利をはじめとする、従業員の基本的権利を尊重します。

慣習の理解と法令遵守

私たちは、事業活動を行う全ての国／地域の慣習の理解に努め、労働関連法等を遵守します。

多様性の尊重

私たちは、人種・民族・国籍・宗教・思想・信条・性別・年齢・身体的特徴・性自認・性的指向等の多様性を尊重し、ダイバーシティ経営を推進します。また、多様な人材が十分に力を発揮できる制度や環境づくりを行います。

環境との調和

私たちは、環境との調和を図り、社会に貢献します。

環境マネジメント体制の構築と運用

私たちは、環境マネジメント体制を構築し、適用される環境に関わる法令、規則等の要求事項を遵守し、商品の開発・製造・販売・廃棄等のあらゆる事業活動を通じて、環境への影響を削減します。

気候変動への対応

私たちは、気候変動問題に対応するため、省エネ活動を通じて事業活動で使用するエネルギー使用量を低減させるとともに、再生可能エネルギーを導入することで温室効果ガスの排出量を抑制します。

資源の活用

私たちは、ものづくりの企業として、資源の持続的な活用を目指した商品の開発・販売に努めるとともに、新たな製造の技術革新による資源の有効活用を推進します。

水の持続的利用

私たちは、地域社会の一員として、地域の重要な共通資源である水が持続的に使用できるよう、取水、排水の最適化に努めます。

自然との共生

私たちは、自然との共生を目指し、使用する化学物質の適正な使用、保管、処理を通じ、自然環境への影響を最小化するとともに、緑地の維持や植樹活動等により生態系を保全します。

YKK GROUP CODE OF CONDUCT

安全衛生

私たちは、全員参加で働きやすい職場環境を形成します。

安全で安心な職場環境の推進

私たちは、あらゆる職場におけるリスクの最小化を図り、安全で安心な職場環境づくりに努めます。また、全ての社員が心身ともに健康で働き続けられる環境を提供します。

安全の意識づけ

私たちは、教育等を通じ、安全意識を向上させます。

労働安全衛生マネジメント体制の構築と運用

私たちは、労働安全衛生マネジメント体制を構築し、適用される労働安全衛生に関わる法令、規制等の要求事項を遵守し、労働災害の防止に取り組みます。

防火・防災の対応

私たちは、防火・防災の対策を徹底し、人命を第一優先として対応します。

商品の品質および安全性

私たちは、お客様との「信頼」を大切にし、品質への「こだわり」をもって安全・安心な商品・サービスを提供します。

技術に裏付けられた価値創造

私たちは、お客様や社会のニーズに対し新たな価値を提供できるよう、研究開発から製造、販売、アフターサービスまでの全てのプロセスで創意工夫をこらし、ものづくりに取り組みます。また、こだわりをもって品質と安全を追求します。

トレーサビリティ

私たちは、取引先と連携を図りながら、サプライチェーンにおける透明性とトレーサビリティの確保に努めます。

コミュニティへの貢献

私たちは、地域社会とともに成長し、いつの時代も愛される企業でありつづけるために、事業活動を通じた国際社会への貢献活動にも積極的に取り組みます。

社会貢献活動

私たちは、事業活動による地域の発展に寄与するとともに、地域コミュニティの一員として、その特色を活かした教育や地域の活性化、そして国際交流のバックアップなどの社会貢献活動に取り組みます。

(2021年6月改定)

YKK GROUP CODE OF CONDUCT

YGCC ver.4.2 要求事項 456項目

1 マネジメントシステム【46項目】

- 1.1 ビジネスライセンス
- 1.2 行動指針
- 1.3 推進委員会
- 1.4 就労者との意見交換
- 1.5 内部通報制度
- 1.6 コンプライアンス違反

2 労働条件【90項目】

- 2.1 児童労働
- 2.2 強制労働
- 2.3 差別
- 2.4 懲戒、ハラスメント、虐待
- 2.5 結社の自由と団体行動
- 2.6 雇用と契約

3 労働時間と賃金【84項目】

- 3.1 派遣／請負
- 3.2 労働時間
- 3.3 賃金と諸手当

4 安全衛生【126項目】

- 4.1 安全衛生マネジメントシステム
- 4.2 緊急時対応計画と火災安全
- 4.3 医療サービス
- 4.4 衛生設備/保健衛生
- 4.5 物理的危険
- 4.6 化学品の危険有害性
- 4.7 構造的安全性
- 4.8 社員寮および社員食堂

5 環境【65項目】

- 5.1 環境マネジメントシステム
- 5.2 エネルギー使用量および温室効果ガスの排出
- 5.3 水利用
- 5.4 排水
- 5.5 廃棄物管理
- 5.6 大気排出
- 5.7 ケミカルマネジメント

6 公正なビジネス慣行【45項目】

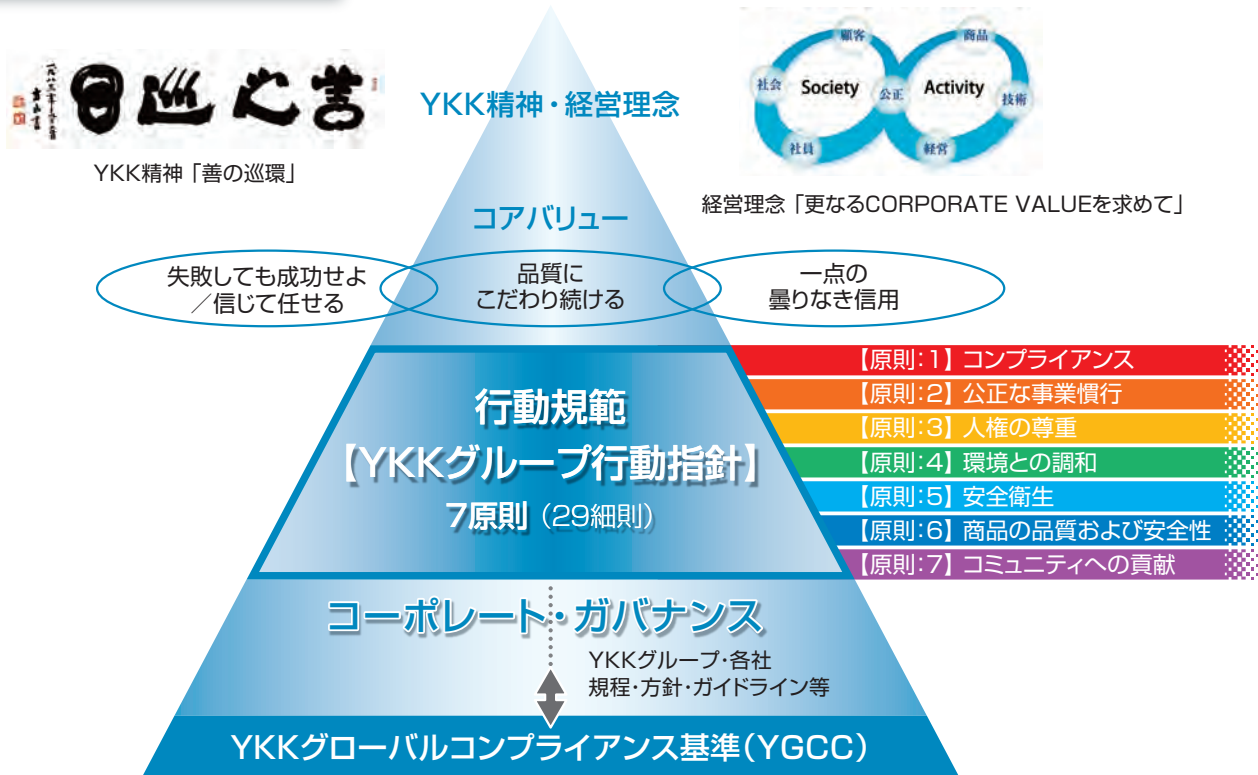
- 6.1 競争法
- 6.2 贈収賄
- 6.3 秘密情報の保護
- 6.4 利益相反行為
- 6.5 個人情報保護
- 6.6 知的財産
- 6.7 会計および税務処理
- 6.8 反社会的勢力
- 6.9 サプライヤーマネジメント
- 6.10 貿易管理
- 6.11 下請法

7 ※請負建築工事

YKKAP独自項目 請負建築工事受注拠点のみ

YKKグループ行動指針と YGCCの位置づけ

当グループにおけるコンプライアンス活動は、YKK精神・経営理念、YKKグループ行動指針、YGCCと密接にかかわるものです。



YKKグループ行動指針／細則

《あなたがとるべき行動》

【原則:1】コンプライアンス

【原則:2】公正な事業慣行

【原則:3】人権の尊重

【原則:4】環境との調和

【原則:5】安全衛生

【原則:6】商品の品質および安全性

【原則:7】コミュニティへの貢献

YKK GROUP CODE OF CONDUCT

【原則:1】コンプライアンス

コンプライアンス

(YGCC 1 マネジメントシステム)

《あなたがとるべき行動》

- YKKグループ行動指針を理解し、適切な行動をとる。
- 職務を遂行する全ての場面において、事業活動を行う国・地域に関する法令および社内規則を遵守し、社会的要請に対応する。
- 就業規則その他社内規則を遵守し、これらの違反を含めコンプライアンス違反行為は懲戒対象行為となることを理解する。
- 個人としてソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を通じて発信する場合でも、YKKグループ従業員であることを常に意識し、慎重に行う。

遵守すべき内容の理解

《あなたがとるべき行動》

- 業務において、どのような法令や社内規則が適用されるのか不明な場合や、コンプライアンスについて疑問が生じた場合には、上司、専門部署、法務部門またはコンプライアンス部門に相談する。
- 社内研修などに積極的に参加し、コンプライアンスに関する知識の習得に努める。
- 管理職は、自部門の従業員のコンプライアンス意識とその知識の向上を図る研修などを実施し、積極的に参加させる。

公正かつ誠実な行動

《あなたがとるべき行動》

- ステークホルダーに対して、常に公正さと誠実さを貫き、行動する。
- コンプライアンス違反が疑われる場合は、上司、専門部署または内部通報窓口に相談する。
- コンプライアンス違反が発生した場合は、迅速、適切に対応し、必要な部署にその事実を報告し、再発防止策をとる。また、そのコンプライアンス違反に関し内部通報窓口を利用した者がいるときは、その者が不利益を受けないようにしなければならない。

COMPLIANCE

【原則:2】 公正な事業慣行

お取引先との信頼関係
(YGCC 6.9 サプライヤーマネジメント／6.10 貿易管理)

自社のみならず、サプライチェーン全体で公正な取引関係を築き、ともに社会的責任を履行することで、顧客を含むステークホルダーとの信頼関係の構築・維持につながります。また、貿易取引に際しては、関連法令および社内規則を遵守し、適切な貿易管理体制を構築する必要があります。

《あなたがとるべき行動》

- サプライヤーおよび外注業者(サブコントラクター)に対して社会的責任の履行(法令・社会規範の遵守と公正かつ倫理的な取引、人権および労働環境への配慮、環境への配慮、品質・製品安全の確保、情報セキュリティの確保等)を要請しながら、品質、価格、納期などの観点から選定し、適正な購買条件の下、公正な取引関係を築く。
- 輸出入を行う場合、貿易管理に関する法令や社内規則を理解し、通関時の申告などを適切に行う。
- 武器に転用が可能な技術など、規制されている工作機械の図面やマニュアルを記録メディアに保存し海外に持ち出す場合、国(所管官庁)の許可を得る。

競争法の遵守
(YGCC 6.1 競争法／6.11 下請法)

競争法は、会社間で競争を制限・回避する合意や情報交換(価格、販売条件、取引先、生産数量または販売数量について)と、市場における支配的地位を不当に利用することで競争を抑え込み、排除する行為を規制しています。いずれの行為も、排除措置命令、課徴金納付命令といった行政罰、罰金・懲役といった刑罰などの制裁の対象となります。常に競争法を遵守し、公正、透明かつ自由な競争、取引を行いましょう。

《あなたがとるべき行動》

- カルテル行為(複数の事業者が連絡を取り合い、本来、各事業者がそれぞれ決めるべき商品の価格や生産数量などを共同で取り決める行為)には一切関与しない。カルテル行為は、商品の価格を不当につり上げると同時に、非効率な企業を温存し、経済を停滞させるため、世界中で厳しく規制されていることを認識する。
 - 同種製品等供給他社[※]との接触を持たない。やむを得ず、接触する場合には、社内規則に従い、事前申請、事後報告書等を提出する。
 - 同種製品等供給他社が所属する事業者団体の会合に出席する場合、当該事業者とは販売価格、見積り、入札金額、生産または販売数量等などについて一切話題にしない。もし話題とされた場合には、会話の継続を拒否し退席し、すぐに上司に報告する。
 - 商品を販売する際、取引先の顧客に対する販売価格(再販売価格)には関与しない。規模に関わらずスライドファスナーや建材製品の販売を開始しようとする事業者(新規参入者)を排除するために原価割れ販売を行わない。抱き合わせ販売(他の商品またはサービスとセットでなければ販売しないこと)は行わない。
 - 法令の範囲を超えて、共同研究開発において、相手方に対し、その共同研究開発テーマ以外のテーマを制限したり、共同研究開発終了後において共同研究開発と同一テーマを制限したりしない。また、法令の範囲を超えて、共同研究開発によって得た成果に基づく製品の第三者への販売を制限しない。
 - 取引先の資本金額、取引先との取引内容を確認し、取引先が下請業者にあたり、取引が下請取引(製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託)に該当する場合は、下請法を遵守する。
 - 入札に関して、他の参加者と入札価格、受注予定者、受注意欲、受注数量、受注割合、指名回数、受注実績について話し合わない。
- [※] 同種製品等供給他社: YKKグループ各社が供給する製品またはサービスと同種の製品またはサービスを供給する事業者を指します。

贈収賄と腐敗の防止
(YGCC 6.2 贈収賄)

公務員、民間、または直接か第三者を通じてかを問わず、贈収賄への関与を行わないことはもとより、取引先との間での社会的儀礼を超える物の受贈、その他の腐敗行為は一切行っってはけません。公務員への賄賂は、多くの国において、厳しく罰せられ、米国の海外腐敗行為防止法(FCPA)、英国の賄賂防止法(Bribery Act)などにより、どこの国／地域で賄賂を行っても、これらの法律に基づき処罰されることがあります。

《あなたがとるべき行動》

- 見返りを期待して、政治家、公務員に対して金銭、物品、接待などを供与しない。外国の公務員に対しても、金銭その他の利益を供与しない。
- 公務員に対して、社会的儀礼を超える贈答、接待、旅行、支払などの利益の供与、その申し込みおよび、約束をしない。直接、利益供与を行わないのみならず、海外支店やコンサルタント、代理店等を通じ、利益供与を行わない。
- 公務員に利益を供与する目的で、公務員の親族、関係会社に利益を供与しない。
- 贈答に関する社内基準を超えて、贈答品や接待、旅行、支払などを受けない。万が一社内基準を超える贈答または受贈を行う場合、社内規則に基づく手続きを経たうえで行う。
- 寄付や会費の支払い、政党、政治家、政治資金団体、公職の候補者への献金は、関係法令や社内規則に従って行う。

反社会勢力との関係遮断
(YGCC 6.8 反社会的勢力)

近年、反社会的勢力は、組織実態を隠蔽する動きを強め、企業活動を装うなどの不透明化を進めています。YKKグループは反社会的勢力への資金提供を行わないよう、反社会的勢力に屈することなく、関係を遮断する取り組みを続けていきます。

《あなたがとるべき行動》

- 債権回収、クレーム対応、株主総会対策などいかなる目的であっても反社会的勢力とは一切関係を持たず、便益の供与を請求された場合には拒絶する。
- 寄付金、会費、協賛金、刊行物の代金などいかなる名目であっても反社会的勢力に金銭を提供しない。また、金銭の提供以外にも、接待、商品の融通などの利益を提供しない。
- 反社会的勢力から接触を受けた場合には、必ず上司、総務部門、法務部門などに相談し、一人で対応しない。

知的財産権の適正活用
(YGCC 6.6 知的財産)

YKKグループでは、お客様に喜んでいただき、また、安心して商品をお使いいただくため、開発活動やブランド保護活動に力を注いでおり、その結果として特許、商標などをはじめとした多くの知的財産権を保有しています。自社の保有する知的財産権を適切に維持、管理、運用し、また模倣品への対策を講じていくことは、①事業競争力の強化、②消費者・顧客の保護、③ブランド価値の維持・向上、④安心できる製品の提供(真正品の増大)につながります。他方で、他社の知的財産権を侵害しないことも重要です。

《あなたがとるべき行動》

- 社内規則など、自社の知的財産権の取扱いルールを理解し、適切に維持、管理、運用する。
- 国際的な模倣品対策が、ブランド価値の維持・向上のみならず、人権や環境の改善にもつながることを意識し、顧客や外部団体と連携して、これに取り組む。
- 自社の知的財産権が侵害されていることを発見した場合、すみやかに上司および、知的財産部門またはコンプライアンス部門まで報告する。
- 発明をしたときは、社内規則に基づき知的財産部門に届出をし、自社の技術、商品の保護を図る。
- 開発等に際しては、他社の知的財産権を侵害しないよう、知的財産部門に事前相談し、同部門が提供する資料や情報を参照する。
- 他人の著作物は無断で利用しない。著作物の引用は、その必要があるかを判断し、かつ引用元の明示など、関連法令の要請に従う。

【原則:2】 公正な事業慣行

資産および情報の管理と利用

(YGCC 6.3 秘密情報の保護／6.5 個人情報保護)

法令および社内規則に従い、会社資産、秘密情報および個人情報の保護・管理に努め、第三者の資産、情報も適切に扱しましょう。個人情報とは、一般に、生存する特定の個人を識別できる情報をいいます。日本の個人情報保護法の下、個人情報が体系的にデータベース化された場合は個人データと称されます。世界的にみても、データ保護の意識は高まっており、個人情報関連法規制についても、EUの「一般データ保護規則」(GDPR:General Data Protection Regulation)、米国法やシンガポール法に代表されるアジア各国の関連法令、中国の個人情報保護法など、各国で整備が進み、執行が強化されています。各国の法令を意識し、慎重な取り扱いが必要です。

《あなたがとるべき行動》

【会社資産の管理】

- 会社から貸与されているパソコン、記録メディア、携帯電話を社外に持ち出す場合は社内規則に従う。
- 会社の電話やパソコン、インターネット、Eメールなどを個人目的で使用しない。

【秘密情報の保護・管理】

- 秘密情報管理に関する社内規則を遵守し、情報セキュリティの維持・向上を図る。
- 秘密情報は、「極秘」、「秘」、「社外秘」の区分に従って管理し、社内規則に基づき、収集、利用、保管、廃棄といったプロセス全般において、細心の注意を払う。
- 公共の場で秘密情報を提示したり議論したりしない。
- 秘密情報を社外へ提供する場合には、社内規則に従い、無断で開示しない。
- アクセス権のない秘密情報へ無許可でアクセスしたり、無許可で利用、配布したりしない。

【個人情報の保護・管理】

- 個人情報を取得するにあたっては、本人に対して利用目的の通知・公表を適切に行うことが重要であり、かつ、目的達成に必要な範囲で取得すべきことを理解する。本人のあすかり知らない目的・態様での利用は行わない。
- 第三者との個人情報の授受がある場合、それが委託による提供なのか、第三者提供なのかを確認し、個人情報の第三者提供である場合、適正に本人の同意を取得する。個人情報の授受にあたっては、申請等の社内手順に従い、判断に迷う場合には所管の委員会またはコンプライアンス部門に相談する。
- 他の国／地域との間で個人情報を移転(データ転送や受領を含む)することに、法令上の規制があることを理解する。国／地域を超えて個人情報を移転する場合は、個人情報保護に関する適用法令を守り、懸念があればコンプライアンス部門に相談する。
- 個人情報保護に関連する法令および社内規則を遵守し、エンドユーザー、取引先、従業員の個人情報を保護し、適正かつ効果的に活用する。
- 個人情報の利用は、業務上合理的かつ目的の範囲内に限定し、権限を有する者のみに行わせる。
- 個人情報は、「個人情報マーク(Pマーク)」、「プライバシー情報マーク(PDマーク)」の区分に従って表示を行い、社内規則に基づき、収集、利用、保管、廃棄といったプロセス全般において、細心の注意を払う。

【個人情報マーク(Pマーク)】

一般的な個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、年齢、生年月日、従業員番号、所属部署、雇用資格、顔写真、役割等級、実力等級など)である場合

【プライバシー情報マーク(PDマーク)】

取り扱う情報が身体的情報(健康診断結果、診断書などの情報)、評価情報(人事評価などの情報)、社会生活情報(収入、家族などの情報、学歴、出身学校名)、クレーム情報(クレーム申し立て者の情報、悩みごとの相談者の情報)などの場合

情報の開示

会社はその活動の内容について、社会およびステークホルダーに対して適切な説明をタイムリーかつ正確に行わなければなりません。また、社会的に有用性、緊急性がある情報は、自主的に積極的な情報開示をすることも重要です。

《あなたがとるべき行動》

- 関係法令や社内規則に従って、ステークホルダー(利害関係者)に対して公正、適時、正確かつ理解しやすい情報開示を行い、建設的な対話に努め、透明性をもって説明責任を果たす。
- ステークホルダーとの間に良好な信頼関係を構築することを目的とし、適切な広報活動を行う。
- 提供する情報は事実に基づいた情報でなければならず、誤解を招く表現や差別、中傷などの表現がないように注意する。
- TV、新聞、雑誌、インターネットなどのマスメディアと接触し情報を公開する場合、また会社としてソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を利用し、発信する場合には、事前に会社の了解を得る。
- 災害、事故発生などの緊急時の報道対応は事実関係を十分に把握したうえで、社内関係者の統一的な認識の下で実施する。

適正な会計および税務処理

(YGCC 6.7 会計および税務処理)

会社は、法令に基づき、事業年度ごとに貸借対照表などの計算書類を正確に作成する必要があるため、各個人は虚偽請求や架空仕入れなどの不正をおこなってはなりません。

《あなたがとるべき行動》

- 会計、税務処理においては、関係法令、関連社内規則、会計基準等に従い、正確に行う。
- 出張旅費、個人立替経費の精算などにおいて、虚偽の申告を行わない。
- 建築請負工事などにおいて途中で工事内容が変更された場合は、変更内容が曖昧にならないように、取引先と文書で変更内容を確認する。
- コーポレートカードの利用者は、社内規則に従い、発行されたカードを適正に利用する。

利益相反の禁止

(YGCC 6.4 利益相反行為)

会社での地位や職務上知りえた情報を利用し、個人の利益を図り、会社には不利益となる行為を「利益相反行為」といいます。職務と私的な活動は区別し、職務を行うにあたり知り得た情報や会社資産、職務上の地位を私的に利用してはいけません。

《あなたがとるべき行動》

- 業務遂行にあたって、個人的な利益や人間関係を、会社の利益より優先させることを避ける。
- 会社の事業と競合する取引を自ら行わない。
- 競合する会社の経営者に就任したり、出資者とならない。
- 親族などの利害関係者や親族が経営する企業等が会社と取引する場合、会社での自らの立場を利用して会社の利益を損なう行為をしない。
- 社内規則に従い、競業避止義務の遵守に関する誓約書を提出し、兼業を行う場合には、届出等、必要な社内手続をとる。
- 社内規則に従い、利益相反取引管理規程の対象となる取引への関わりがある場合は会社に申告する。

【原則:3】人権の尊重

児童労働、強制労働の禁止
(YGCC 2.1 児童労働／2.2 強制労働)

児童労働とは、法律で定められた就業最低年齢を下回る年齢の児童によって行われる労働のことであり、子供に身体的影響を含む様々な悪影響をおよぼし、教育の機会を阻害する懸念があることから禁止されています。また、自分の意思によるものではなく、他者から強要されることによる強制労働も禁止されています。

《あなたがとるべき行動》

- 雇用対象者が、15歳未満(国際労働機関によって定められた基準、開発途上国の場合は14歳未満)である場合には、雇用しない。また、法令で、より低い年齢の者の雇用が禁止されている場合には、その基準に従う、という会社の方針を理解し、万が一、雇用対象者が基準を満たしていないと発覚した場合は、速やかに上司に報告する。
- 一般的に、18歳未満の若年従業員に対しては、残業時間数、夜間労働、および危険な労働の制限があるため、若年従業員を雇用した場合にはこれらの関連法令に従う。
- 拘束労働、年季奉公または人身売買労働、あるいは囚人労働といった強制労働はいかなる形態であれ許容しないという会社の方針を理解し、いかなるものにも加担しない。
- サプライチェーン全体での抑止が必要であることを認識し、サプライヤーに対して関連法令の遵守を働きかける。

差別、ハラスメント、虐待の禁止
(YGCC 2.3 差別／2.4 懲戒・ハラスメント・虐待)

業務を通じ、社内外の人と接するあらゆる場面において、人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける行為は慎み、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、アルコールハラスメントなどの嫌がらせを行ってはいけません。なお、パワーハラスメントとは、①職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、②業務の適正な範囲を超えて、③精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為をいいます。

《あなたがとるべき行動》

- 募集、採用、配置転換、昇進、退職、雇用形態の変更などのあらゆる場面で性別に基づいた差別・不当な扱いをしないという会社の方針を理解し、職場において実行する。
- 他者の人権、個性、人格を尊重し、職場に限らず、外出先、宴席といった職場の延長上にある場において、ハラスメント行為をしない。
- 社内だけではなく、取引先や顧客に対してもハラスメントを行わない。取引先からハラスメントを受けている場合は、会社に相談する。
- 管理者は自身がハラスメントをしないだけでなく、部内でハラスメント行為があることを知った場合には放置せず、その解決に努める。
- 指導の際は、業務上必要かつ相当な範囲であるかを常に考慮する。不必要に大声で人前で叱責したり、長時間叱責したりしない。
- 暴力(書類を投げたり机を叩くことを含む)はもとより、人を侮辱し、名誉を損ねるような発言、人格を否定する発言はしない。
- 業務指示では、可能なかぎり、部下の能力・経験・負荷などを見極め、業務上明らかに遂行不可能なことの強制、合理的に力量とかけ離れた程度の低い仕事の付与、仲間外しや無視などをしない。
- 上司と部下の関係でなく、同僚においても、集団で結託して特定の者に対してハラスメント行為を行わない。
- 性的言動によって他の従業員の職場環境を害するような行為をしない。また、従業員の意に反して行われる性的言動に対し、従業員が拒否や抵抗をしたことによって、その従業員の労働条件に不利益を与えない。
- 妊娠・出産・育児・介護に関する制度への理解を深め、制度を利用してを理由とした差別的扱いをしない。
- 飲酒の強要、意図的な酔いつぶし、アルコールを飲めない人への配慮を欠くような言動をしない。
- 海外で働く場合は現地法令や文化を意識し、ハラスメントとならないよう注意する。

結社の自由と団体交渉の権利の尊重
(YGCC 2.5 結社の自由と団体行動)

従業員による労働組合設立や、従業員の労働組合への加入を会社が妨げることは禁じられており、これを「結社の自由」といいます。また、「団体交渉の権利の尊重」とは、会社が、労働組合と誠実に交渉を行わなければならないことを意味します。

《あなたがとるべき行動》

- すべての従業員が脅迫や報復を恐れることなく、関連法令に従い、自己の選択によって労働組合を結成し加入することを会社が認めていることを理解し、従業員間においても労働者による結社の決定を妨げることは行わない。

慣習の理解と法令遵守
(YGCC 2.6 雇用と契約／3.1 派遣・請負／3.2 労働時間／3.3 賃金と諸手当)

従業員は国内法令と慣習により確立された雇用関係に基づいて雇用されなければなりません。
パートタイマーやアルバイトでも、労働関連法が適用されます。

《あなたがとるべき行動》

- 労働関係法令や就業規則を遵守する。
- サービス残業や長時間労働をしない。
- 管理職は故意に労働時間を改ざんするような不正打刻を指示しない。従業員は不正打刻をしない。
- 長時間労働が発生している部署の管理職は、残業の削減に向けて負荷調整などに努める。
- 管理職は、長時間労働が従業員のメンタルヘルスの不調を引き起こすことを認識し、残業の削減に向けて負荷調整などに努める。
- パートタイマーやアルバイトに対しても、労働関連法や就業規則に基づき、適切な対応をとる。

多様性の尊重
(YGCC 2.3 差別)

■多様性の尊重
ダイバーシティとは「多様性」を意味し、多様な人材の就業機会を増やし、積極的な活用をする考え方です。性別だけでなく、人種、年齢、性的指向等の様々な違いがある人々を受け入れ、各自の個性や能力を生かすことが、企業の成長力強化につながります。

《あなたがとるべき行動》

- 人権を尊重し、人種、民族、国籍、宗教、思想、信条、性別、年齢、身体的特徴、性自認、性的指向等の多様性を尊重し、差別しない。
- 外国人の従業員を外国人であることを理由として、差別的に取り扱わない。
- 人の障がいや、ことさらにあげつらう言動をしない。

RESPECT FOR HUMAN RIGHTS

【原則:4】 環境との調和

環境マネジメント体制の構築と運用 (YGCC 5.1 環境マネジメントシステム)

地球規模での環境分野への貢献が求められる中、YKKグループ全体で更に高いレベルの環境経営の実現を目指しましょう。ISO14001とは「環境マネジメントシステム」に関する国際規格です。YKKグループでは、環境活動を確実に継続し、向上させるためISO14001の認証を取得しています。環境保全への取り組みなしに、持続可能な企業活動はないことを認識し、活動に協力しましょう。

《あなたがとるべき行動》

- 環境関連法令や社内規則を遵守する。
- 商品の開発、製造、販売、廃棄はもちろん、営業や事務等のあらゆる事業活動において、環境への影響を削減するとともに、環境に貢献するよう努める。

気候変動への対応 (YGCC 5.2 エネルギー使用量および温室効果ガスの排出)

地球規模で起きている気候変動を抑制すべく、企業としても温室効果ガスの削減に取り組むことが不可欠となっています。エネルギーを使用し、事業を行う上で、エネルギーの消費を抑え、気候変動の抑制に寄与することが大切です。また、気候変動による影響(気温上昇や災害の増加等)に備えることで持続的な事業活動を目指しましょう。

《あなたがとるべき行動》

- 業務の合理化、効率化に取り組む。
- 新技術を積極的に取り入れ、設備や業務の省エネルギー化に取り組む。
- パソコンや電気、設備の電源オフ、エコドライブなど省エネ活動に取り組む。
- 水害等の災害に対し、事業継続の視点をもって対策に取り組む。

資源の活用 (YGCC 5.5 廃棄物管理)

商品や、包装・梱包材を持続可能な素材へ移行することなどにより、廃棄物の削減や石油由来材料の削減などが可能となります。積極的に取り組みましょう。

《あなたがとるべき行動》

- 資源の持続的活用を目指した商品および設備の開発に努める。
- 物の調達を最小限とし、不要な廃棄物を発生させない。
- 廃棄物の発生抑制に取り組む。
- 廃棄物の社内での再利用を検討し、可能であれば再利用する。
- 廃棄物を分別し、リサイクルする。
- 廃棄物処理法を正しく認識し、適切な処理を行う。

水の持続的利用 (YGCC 5.3 水利用／5.4 廃水および排水)

世界的な人口増加による水利用量増加や気候変動の影響による水不足が懸念される中、企業の積極的取り組みが期待されています。深刻な水資源の枯渇・劣化問題に対し、取水量の削減や排水の環境負荷低減等に取り組みましょう。

《あなたがとるべき行動》

- 水は限りある資源と認識し、生産工程における取水量の削減に努めるとともに、排水における環境負荷の低減に取り組む。
- 水使用の効率化・再利用などの取り組みを通じて、取水量を削減する。
- 関連法令や政府の規制、業界基準に従い、製造拠点において排水管理を徹底する。
- 一人ひとりが職場での節水を意識する。

自然との共生 (YGCC 5.6 大気排出／5.7 科学物質管理)

事業活動では、様々な化学物質を使用します。将来にわたり豊かな自然と生活を残すため、化学物質を適切に管理することで、環境への影響や負荷を最小限にとどめなければなりません。

《あなたがとるべき行動》

- 使用する化学物質の適正な使用、保管、処理を通じ、自然環境への影響を最小化するよう努める。
- 設備の適正な管理や化学物質の使用を最低限にするなど、大気への有害物質の排出を抑える。
- 漏洩事故等が発生した場合は、直ちに対処するとともに、関係各所へ連絡を行う。
- 緑地の維持や植樹活動、環境貢献活動等を積極に行う。

【原則:5】 安全衛生

安全で安心な職場環境の推進 (YGCC 4.3 医療サービス／4.4 衛生設備、保健衛生／4.5 身体的危険性／4.6 化学品の危険有害性／4.7 構造的安全性／4.8 社員寮および社員食堂)

職場内の不安全状態、不安全行動、管理上の欠陥などから生ずる労働災害や、社員の心と身体 の健康状態の管理を怠ると健康障害が発生し、重大な災害につながるおそれがあります。労働災害のリスクはあらゆるところに潜んでいると考え、リスクを低減させる行動をとりましょう。

《あなたがとるべき行動》

- 職場におけるリスクの最小化を図り労働災害をなくし、安全かつ健康的に働くことができるよう、快適な職場づくりに努める。
- 安全衛生に関する法令や社内規則を守る。
- 作業服や、安全靴、保護帽などが必要な場合は、所定のものを正しく着用・使用する。
- 作業を行う前に機械の点検を確実にを行い、異音や振動など動作の異常が認められた場合は使用を中止し、直ちに上司に報告する。
- 職場内で通路上の凹凸や機械設備からの油漏れなどの危険と感じる箇所を発見したときは、必ず上司に報告する。また安全カバーの取り外しや作業手順の省略などの危険行動を発見したときは、その場で指摘し、行動の是正を求める。
- 職場において、異常や危険の兆候を発見した場合は、直ちに上司や関係部署に連絡する。
- 労働災害が発生した場合には、適切なルートにて必ず報告する。
- 他部門や他社の労働災害を参考に、自部門の業務における労働災害のリスクに対応する。

安全の意識づけ (YGCC 4.5 身体的危険性／4.6 化学品の危険有害性)

労働災害を防止するために事業者は雇い入れ時の教育、作業内容変更時の教育、安全水準向上のための教育などを行います。教育の必要性を認識し、必ず受講しましょう。

《あなたがとるべき行動》

- 労働安全衛生に関する教育を受講し、安全意識を向上させる。
- 訓練を受けていない危険な作業を行わない。
- 異動や応援により、新しい職場で業務を行うときは、その業務におけるリスクを把握する。
- フォークリフトの運転等、免許や資格が必要な場合には確認し、それらを持っていない場合は、絶対に作業者に運転をさせない。

労働安全衛生マネジメント体制の構築と運用 (YGCC 4.1 安全衛生マネジメントシステム／4.3 医療サービス／4.5 身体的危険性／4.6 化学品の危険有害性／4.7 構造的安全性／4.8 社員寮および社員食堂)

労働災害の防止と労働者の健康増進、快適な職場環境の形成のため、労働安全衛生に関する取り組みが行われています。

《あなたがとるべき行動》

- 労働安全衛生マネジメント体制の下、適用法令、規制等を遵守し、労働災害防止に取り組む。
- リスクアセスメントで判明したリスクの大きな業務については対策を講じ、リスクの低減をはかる。
- 1年に1回は、健康診断を受診し、自己の健康状態を把握する。所見が認められたときは二次検診や人間ドックを受診し、医師の指導を受ける。

防火・防災の対応 (YGCC 4.2 緊急時対応計画と火災安全)

火災等の重大災害は、事業に大きな影響を与えるだけでなく、地域社会にも危害が生じる可能性があります。関連法令や社内規則をしっかりと守り、重大災害を防止しましょう。

《あなたがとるべき行動》

- 防火、防災の対策を徹底し、災害発生時には、人命を第一優先として、被害の拡大を防止する。
- 会社の防災訓練に参加する。
- 災害発生時の避難ルートや自身の役割を認識し、実行できるよう備える。
- 災害発生時の対応や体制について継続的に見直す。
- 火災リスクの高い設備(ダクト、制御盤など)を定期的に点検・メンテナンス・清掃し、火災予防を図る。

【原則:6】商品の品質および安全性

技術に裏付けられた価値創造 (Technology Oriented Value Creation)

YKKグループは、社会や市場の要望に対して、一貫生産の考え方にに基づき品質にこだわりを持って商品を提供してきました。時代は変わっても、この考え方を大切にしていきます。高い品質と安全・安心な商品やサービスを提供することは、顧客満足や社会への貢献につながります。

《あなたがとるべき行動》

- お客様や社会のニーズに対し新たな価値を提供できるよう、全てのプロセスで創意工夫をこらし、品質と安全にこだわりを持って、ものづくりに取り組む。
- 商品の安全性に関わる危険や欠陥の可能性に気付いたとき、エンドユーザー、取引先から商品の苦情、提言があったときは、速やかに上司、関係部署へ報告する。
- 製品偽装、データの改ざん等を行わない。その行為を見かけた場合、すみやかに上司、関係部署へ報告する。
- 法令、公的規格、業界基準、社内基準を守り、商品の開発、設計、デザイン、販促物の作成などを行う。
- 設計どおりの商品が製造されるよう、仕様に定められた材料を用いる。作業標準を守り、工程管理を十分に行う。
- 商品を販売する際、取扱説明書等に適切な使い方、安全に関わる不適切な使い方を簡潔かつ分かりやすい表現で記載する。
- 重大な製品事故が発生した場合、関係法令や社内規則に基づき、速やかに関係省庁へ届け出る。

トレーサビリティ

トレーサビリティとは、材料の調達、商品の開発・生産から消費までの過程を追跡することをいい、商品に不具合やトラブルがあった場合に、原因の特定や対策のために重要です。トレーサビリティが不十分だと不具合やトラブルへの迅速な対応ができず、顧客や消費者からの信頼を失うことにもつながるため、トレーサビリティの仕組みを構築することが必要です。

《あなたがとるべき行動》

- サプライヤーや取引先、社内の部門間の連携を深め、製品、部品、材料の履歴、流通等の特定、追跡をし、サプライチェーンのトレーサビリティの向上、仕組みを構築する。
- 開発、購買、製造、販売等の全てのプロセスにおいて、定められた記録、文書の管理を確実に行う。
- 法令、契約、社内規則に基づき、定められた変更管理の手順に従い、変更を行う。

PRODUCT QUALITY
AND SAFETY

【原則:7】コミュニティへの貢献

社会貢献活動

私たちは企業でありながら、地域社会の一員でもあります。企業市民として本来業務を通して、地域が豊かになること、様々な社会貢献をすることは社会からの信頼を得るだけでなく、私たちにとっても励みになることです。

《あなたがとるべき行動》

- 企業市民としての役割を自覚し、地域社会との積極的な交流や社会貢献活動を行う。
- 社会的課題の解決につながる行動や、事業拠点のある地域社会の発展に貢献する持続的活動を行う。
- 地域に根差したボランティア活動や環境保全活動などに取り組むことにより、地域社会の課題解決に寄与する。

CONTRIBUTING
TO COMMUNITIES

YKKグループ コンプライアンスブック

発行日／2022年3月(第一版)
2024年9月(第二版)
2025年6月(第三版)

編集／YKK株式会社 法務・知的財産部 法務・コンプライアンスグループ
YKK AP株式会社 コンプライアンス推進室



YKKグループ
コンプライアンスブック
YKK GROUP COMPLIANCE BOOK

YKK[®]
Little Parts. Big Difference. >>>

YKK
ap[®]